

宇都宮市行政改革推進懇談会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済環境の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応できる行政経営を実現するために、市が推進する行政改革について、市民から幅広く意見を聴くため、宇都宮市行政改革推進懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 懇談会は、委員12人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者

(3) 公募による委員

3 前項第1号の委員の募集の方法、選考方法等について必要な事項は、別に定める。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から1年を経過する最初の3月31日とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議事進行に当たる。

(関係人の出席)

第6条 懇談会は、必要があると認めるときは、会議に関係人の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、行政経営部行政改革課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から適用する。